

「結城市小規模工事等施工希望者登録」を申請される方へ

◆「結城市小規模工事等施工希望者登録制度」について◆

- (1) 小規模工事等の範囲は、市が発注する小規模な建設工事（契約金額 55 万円以内）や、修繕（契約金額 50 万円以内）で、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なものが対象となります。
- (2) 登録申請をした方は、登録名簿に登載され、市が小規模工事等を発注する際の指名業者選定の対象となります。ただし、必ずしも指名や契約となることを約束するものではありません。
- (3) 契約方法は、原則として複数の指名業者間の見積競争により、もっとも低価格の見積書を提出した方が落札者となります。なお、指名を辞退することは自由ですが、辞退の際には必ず連絡（辞退届の提出）が必要となります。
- (4) 請負った工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（いわゆる「丸投げ」）、及び市が認めた場合以外の下請負はできませんので、希望業種は自ら施工（履行）できる業種でなくてはなりません。
- (5) 契約金額は少額であっても、結城市契約規則、その他関係法令に基づき信義に従った誠実な履行が求められます。

1 登録申請できる方

結城市内に主たる事業所（本社又は本店）、又は住所（住民登録）を有する方が対象となります。ただし、以下のいずれかに該当する方は登録できません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ていない方
- (3) 結城市一般（指名）競争入札参加資格者名簿に登録されている方
- (4) 希望する業種に必要な資格、免許等を有しない方

2 登録できる業種

登録できる業種は、「別表 小規模工事等の種類」のなかの 3 種類以内となります。

3 申請書類

- (1) 「結城市小規模工事等施工希望者登録申請書」
- (2) 市税等の納税証明書（第 2 庁舎 1 階の収税課で発行）
 - ①個人の場合：市県民税，軽自動車税，固定資産税，国民健康保険税
 - ②法人の場合：法人市民税，軽自動車税，固定資産税，代表者個人の市税等
- (3) 希望業種に資格、免許等が必要な場合（電気工事、管工事等）は、それらの写し

4 登録有効期間

登録年もしくは翌年の 9 月 30 日までの最大 1 年間、更新を希望する場合は、期間満了前に再度申請手続きが必要となります。

5 受付窓口

契約管財課（第 1 庁舎 2 階）32－1111 内線 271，又は 34－0406（直通）

6 登録内容の変更等

登録申請後、申請事項に変更が生じた場合や、休業・廃業となった場合には、その都度届出が必要となります。